

特許庁補助事業

海外知財
訴訟費用
保険制度

輸出関連中小企業等を支援する制度のご案内

Global Market

海外に進出する中小企業の皆さま

思いもよらないトラブルに
確かな備えを!

JAPAN

保険契約者 **全国商工会連合会**

引受保険会社

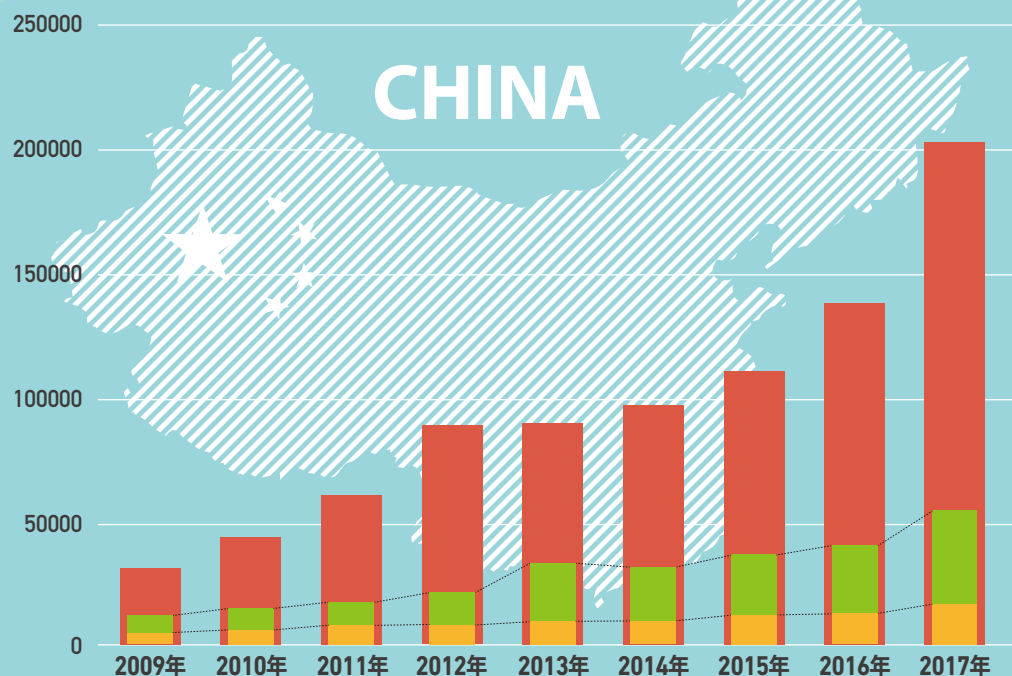


損害保険ジャパン日本興亜株式会社

ますます増える日本企業の海外進出。 相手からの知的財産権訴訟に備えませんか。

知的財産権は、商品やサービスの特許や意匠(デザイン)、商標(ブランド)等の知的資産(無形資産)を守る権利です。自社の商品やサービスを海外で販売する際、知財制度が整備されている国では、現地の企業から権利の侵害を主張され、訴訟を起こされてしまう恐れがあります。

中国における知的財産訴訟件数推移



権利侵害

を指摘される

状況とは

訴訟件数

が年々増えています。

商標が先駆け
出願されていた！

こちら側が先に商標を使用していた
証拠の収集が必要となります。

中国における知的財産訴訟件数

うち専利※

うち商標

〈出典〉2009～2017「中国知的財産権保護状況」

※専利：日本における特許権、実用新案権、意匠権に相当するもの

海外現地企業による知財出願件数は年々増加しています。

新興国をはじめとして、海外での知財係争に中小企業が巻き込まれるリスクが増加傾向にあります。

悪意のある企業が
権利侵害
を主張してきます！

GLOBAL MARKET

現地で販売、営業展開

自社製品・
サービス

海外市場へ進出

進出先の企業が
ブランドなどの権利を
先に取得

権利侵害を
主張

特許権

実用新案権

意匠権

商標権

輸出関連
中小企業

自社製品・
サービス

JAPAN

知的財産権にかかわる訴訟

損害賠償請求

信用回復措置請求

差止請求

不当利得返還請求

警告状が 送られてきた！

トラブルのきっかけは警告状が送られてくることですが、これに対する最初の対応が重要です。

商標の買取請求が きた！

相手が先取りした権利を買い取るよう求められることがあります。

いきなり 訴訟提起された！

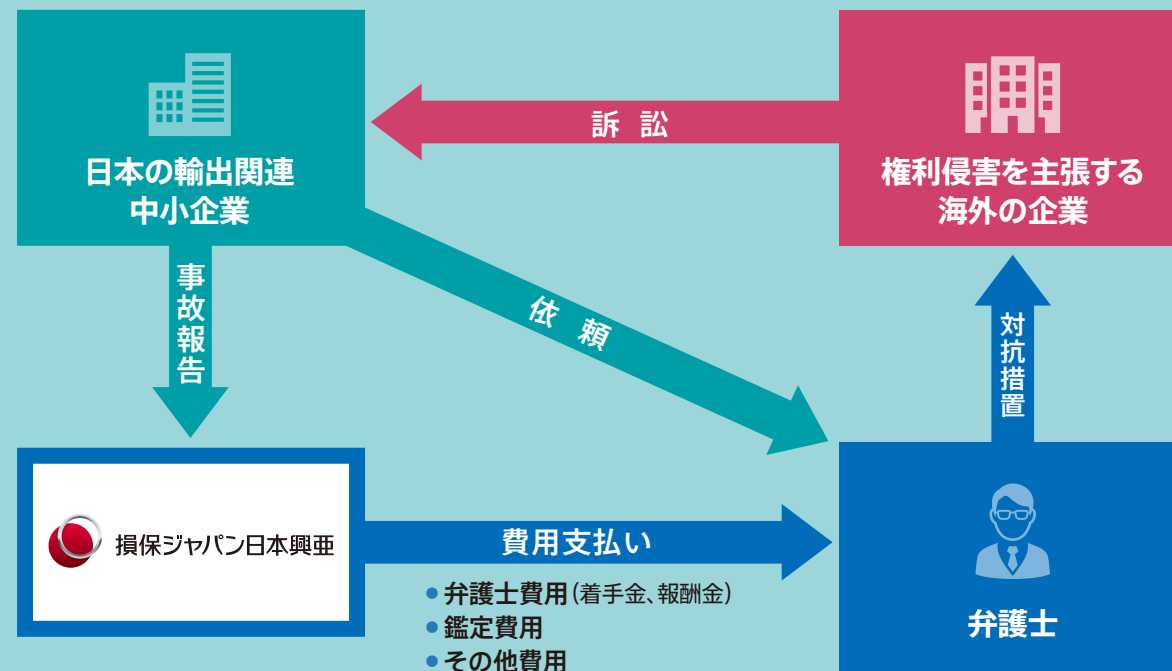
もし訴訟提起されたら事実確認および証拠の収集を行い、早めに専門家に相談を。

海外において、知財に絡んだ係争が起こった場合の 訴訟費用の負担を軽減します。

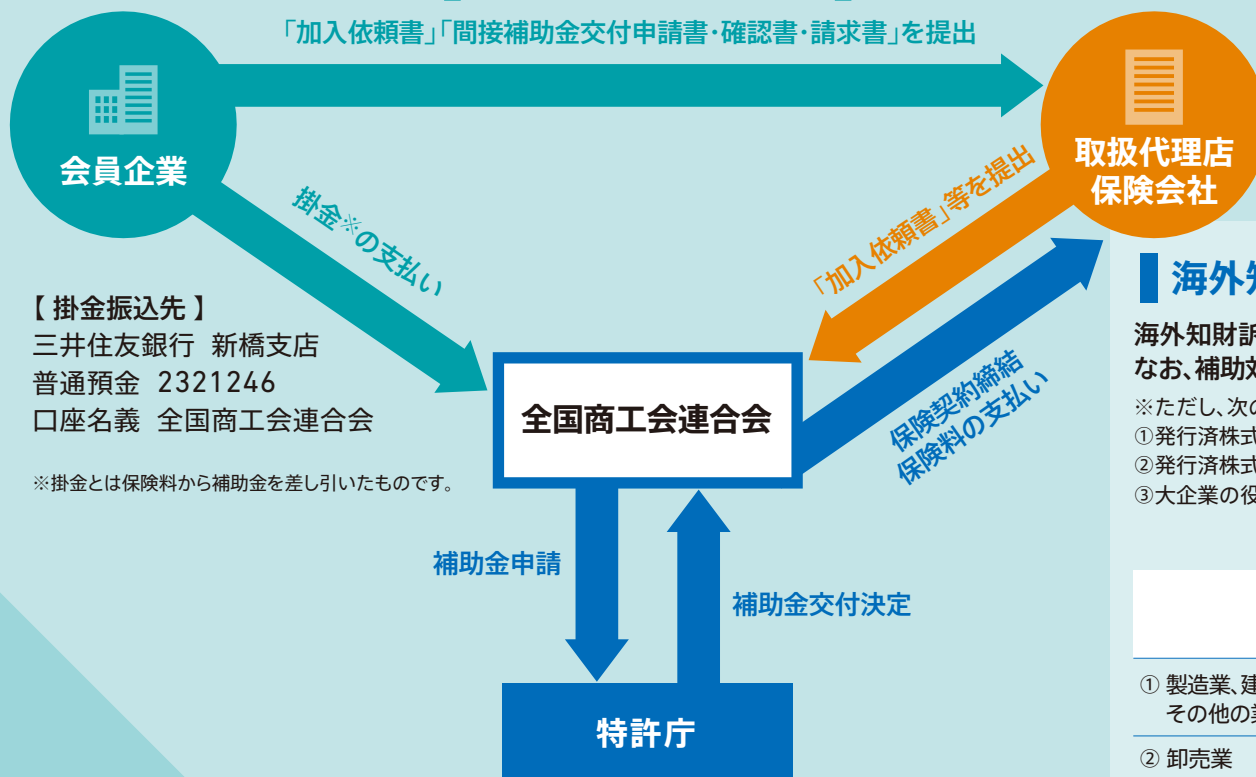
特許庁は、日本の中小企業が海外に進出し、現地企業との知財訴訟等に巻き込まれた場合に、対抗措置を取ることができるようにするため、「海外知財訴訟保険事業」を創設しました。
全国商工会連合会は、中小企業の海外展開をサポートする制度・活動の一環として、会員企業の皆さまを対象に補助事業を活用した、「海外知財訴訟費用保険制度」を創設しました。

海外知財訴訟費用保険制度の
補償対象

訴訟等の費用を
保険制度で
負担します。



保険加入の流れ



海外知財訴訟保険事業

海外知財訴訟費用保険に加入される際の保険料の一部を補助します。
なお、補助対象は中小企業基本法で定める中小企業要件を満たす事業者にかぎります。

※ただし、次のいずれかに該当する中小企業（いわゆる「みなし大企業」）は除きます。

- ① 発行済株式の総数または出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- ② 発行済株式の総数または出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- ③ 大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

〈中小企業基本法で定める中小企業要件〉

業 種	中小企業者（いずれかを満たす）	
	資本金の額または出資の総額	常時使用する従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業 その他の業種（②～④を除きます。）	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下
④ 小売業	5,000万円以下	50人以下

ご注意

- ◆ 国からの保険料補助金が予算上限金額に達した場合、掛金は保険料全額（保険料の補助なし）となります。
- ◆ 海外知財訴訟保険事業は2019年度事業として補助金が交付されます。したがって、中途加入される場合で、責任開始期が2020年3月から6月になる場合は補助金が交付されませんので、ご注意ください。
- ◆ 補助金を受けるためには確認書等の提出が必要となります。
- ◆ 補助率は、新規加入（海外知財訴訟保険補助事業による補助を過去に利用していない場合）の際は保険料の1/2、継続加入（海外知財訴訟保険補助事業による補助を継続して利用している場合）の際は保険料の1/3となります。

[補助事業全般に関する問い合わせ先]

特許庁 総務部 普及支援課 TEL. 03-3581-1101 (代表) 内線2145

Outline

海外知財訴訟費用保険制度の概要

海外知財訴訟費用保険の補償プラン

	保険金額	自己負担額
Aプラン	保険期間を通じて 500万円	1請求あたり 10万円
Bプラン	保険期間を通じて 1,000万円	1請求あたり 10万円

※その他のプランもご用意しています。
詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

[参考]

日本国内で知的財産権1億円の損害賠償請求に対する
弁護士費用(顧問契約なし)

- 着手金の平均：270万3,518円
- 報酬金の平均：730万5,000円

※日本弁護士連合会調べ

■ 制度の主な契約・補償条件

- 保険契約者：全国商工会連合会
- 加入対象者：各地商工会の会員事業者
(事業者単位の加入)
- 被保険者：各地商工会の会員事業者
- 保険期間：1年間

ご加入における 注意点

- ◆お申込みにあたっては、保険始期月の前月20日までに必要書類の提出ならびに掛金※の入金が必要となります。
※掛金とは保険料から補助金を差し引いたものです。
- ◆中小企業基本法に定める「中小企業者」しか加入できません。(中小企業要件を満たさない場合は補助金相当額の追加支払いを求めることがあります。)
- ◆防衛型侵害対策支援事業(JETROが実施)との重複利用はできません。
- ◆同一企業が別の団体や保険会社を経由して海外知財訴訟保険事業の重複利用はできません。
- ◆損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する情報や事故に関する情報について、海外知財訴訟保険事業の実施・運営のため、特許庁に情報提供を行います。
申込人(加入者)および被保険者はこれらの情報の取扱いに同意のうえご加入ください。
- ◆海外知財訴訟費用保険制度は、保険期間中に中途脱退した場合、補助金相当額を全額返還する必要があります。

Q&A

海外知財訴訟費用保険制度Q&A

Q1 知的財産権の権利侵害とはどういったものですか？

A1

海外進出先の現地企業が、日本企業のブランド（製品名・社名等）や特許等の権利を先に取得してしまい*、進出した日本企業が権利侵害を指摘され、「警告状」を受けたり、「訴訟」を起こされることを言います。訴訟の結果、権利侵害とされた場合には、輸出や進出先での製造ができなくなるおそれがあります。

* あらかじめ悪意をもって取得するケースもあります。

Q2 どういった係争が保険の対象になりますか？

A2

被保険者の業務遂行に起因して、第三者の知的財産権を侵害したこと、または侵害する恐れがあることを理由に、その権利者から訴訟の提起等を受けることによって負担する費用を補償します。対象権利は特許権、実用新案権、意匠権および商標権の権利に相当すると認められるものとなっています。著作権については、特許権、実用新案権、意匠権または商標権に相当する権利に関連すると認められるものにかぎり、著作権のみ場合は保険の対象外となります。

Q3 保険の対象となる国はどこですか？

A3

保険の適用地域は、外務省で定義するアジア全域（日本、北朝鮮を除きます。）となります。

※詳しくは外務省のホームページ「地域インデックス（アジア）」でご確認ください。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asia.html>

なお、ご希望により、保険の適用地域をアジア全域から拡大することも可能です。詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

Q4 対象となる「訴訟の提起等」とはどんなものですか？

A4

損害賠償請求、差止請求、信用回復措置請求、不当利得返還請求となります。なお、これらの請求に付随してなされる審査、審判または訴訟による知的財産権に関する有効性の確認の求めを含みます。

Q5 海外の子会社が訴えられた場合でも保険の対象となりますか？

A5

以下2つの要件を満たす場合、保険の対象となります。

- ・被保険者の指揮・監督等または販売委託等により行う業務に起因すること。
- ・子会社が権利者から訴訟の提起等を受けることにより生じた費用を被保険者が負担すること。

2つの制度で輸出関連企業を脅かすさまざまなリスクに対応。 貴社の海外進出を支援します。

輸出関連企業の海外におけるPL訴訟リスクを「海外PL保険」でサポートします。全国商工会連合会の団体保険制度ですので、会員企業の皆さまは、一般よりも割安な保険料水準でご加入いただけます。

□ 海外PL保険制度

海外に輸出した製品によって日本国外で発生した対人・対物事故について、損害賠償請求された場合、賠償金や訴訟等の費用を支払います。

□ 海外知財訴訟費用保険制度

※詳しくは中面をご覧ください。

お問い合わせ

引受保険会社(担当営業店)

商工会名

取扱代理店

募集文書作成担当店

損害保険ジャパン日本興亜株式会社 営業開発部第三課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 損保ジャパン日本興亜本社ビル TEL 03-3349-3820

〔受付時間〕平日：午前9時から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)